

原議保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)

県 相 甲 達 第 2 3 号
会 甲 達 第 2 5 号
令 和 6 年 4 月 1 8 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

警察施設外相談場所等借上げ制度実施要領の制定について（通達）

- 対号1 平成22年6月14日付け県相甲達第8号、会甲達第13号、刑企甲達第53号、捜一甲達第35号「性犯罪被害者相談場所借上げ制度実施要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成29年8月22日付け県相甲達第13号、会甲達第15号、刑企甲達第73号、捜一甲達第39号「性犯罪被害者相談場所借上げ制度実施要領の一部改正について（通達）」

性犯罪被害者相談場所借上げ制度については、対号に基づき運用しているところであるが、この度、「性犯罪被害者相談場所借上げ制度実施要領」を見直し、新たに別添のとおり「警察施設外相談場所等借上げ制度実施要領」を制定するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

警察施設外相談場所等借上げ制度実施要領

1 目的

この要領は、性犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）が羞恥心等から警察施設での相談又は事情聴取（以下「相談等」という。）をためらう場合等において、警察以外の施設（ホテル、公民館等の貸室）を一時的に相談等の場所として借り上げることに必要な事項を定め、もって、被害者等の二次的被害の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、捜査への協力を確保することを目的とする。

2 支援対象者

次の犯罪（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）に該当し、かつ、警察施設以外の場所での相談等が必要と認められる被害者等。ただし、無料施設を借り上げる場合を除く。

- (1) 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条）
- (2) 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）
- (3) 不同意性交等罪（刑法第177条）
- (4) 不同意わいせつ罪（刑法第176条）
- (5) 監護者わいせつ罪（刑法第179条）
- (6) 監護者性交等罪（刑法第179条）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）
- (8) その他所属長が必要と認める犯罪

3 手続

- (1) 所属長は、前記2の被害者等を認知した場合、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）に連絡するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、公費負担の要否を検討し、結果について所属長に連絡するものとする。
- (3) 公費負担制度を適用する場合、所属長は、相談等の場所として適した施設を選定し、当該施設に対し借上げの手続を行うものとする。
- (4) 所属長は、別記様式「警察施設外相談場所等借上げ申請書」により、県民支援相談課長を経由して警察本部長に申請するものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) この制度の運用に当たっては、周囲に被害を知られることを恐れる被害者等の心情を念頭に置き、被害者等のプライバシーの保護等に十分配慮する。
- (2) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

(別記様式省略)